⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、900点）以上であること。

⑷　平成18年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす新営又は改修工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

Ⅰ．単体又は共同企業体の代表者
鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上４階建以上かつ延床面積が、9,000㎡以上の病院（免震構造）

Ⅱ．共同企業体の代表者以外の構成員
鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上２階建以上かつ延床面積が、5,000㎡以上の病院、校舎、研究施設、庁舎又は事務所

⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体の構成員の数は、２社又は３社とする。

⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高いものとすること。

⑽　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の資格を有する者、又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

②　平成18年度以降に元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす新営又は改修工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

Ⅰ．単体又は共同企業体の代表者
鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地上２階建以上かつ延床面積が、5,000㎡以上の病院

Ⅱ．共同企業体の代表者以外の構成員
鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延床面積が、3,000㎡以上の病院、校舎、研究施設、庁舎又は事務所

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。

④　共同企業体については、全ての構成員が①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

⑾　工事全般の施工計画が適正であること。

⑿　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、国立大学法人高知大学建設工事競争契約参加資格審査取扱要領（以下「参加資格審査取扱要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⒂　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　入札手続等

⑴　担当部局　〒780―8520 高知県高知市曙町二丁目５番１号　国立大学法人高知大学財務部施設企画課総務係　電話088―844―8136　電子メールアドレス　zk06@kochi-u.ac.jp

⑵　入札説明書の交付期間、交付方法　令和３年12月10日（金）から令和４年１月６日（木）16時00分まで電子メールの添付ファイルにて交付する。

上記３⑴の電子メールアドレス宛に会社名、担当者名、連絡先を明記した電子メールにて申込むものとする。なお、電子メールの件名には「（説明書等申込）高知大学（医病）病棟新営その他工事」と記載すること。

入札説明書の交付は、無料とする。

⑶　申請書及び資料の提出期間、提出場所及び提出方法　令和３年12月13日（月）から令和４年１月７日（金）16時00分までに電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、発注者の承諾を得た場合は、令和３年12月13日（月）から令和４年１月７日（金）16時00分までの土曜日、日曜日及び祝日を除く９時00分から17時00分までに上記３⑴に持参又は郵送（郵便書留に限る。提出期間内必着。）又は託送（郵便書留と同等のものに限る。提出期間内必着。）すること。

⑷　共同企業体の競争参加資格審査申請書の提出期間、提出場所及び提出方法　上記３⑶の提出期限までに、上記３⑴に持参又は郵送すること。

⑸　入札保証金の納付等及び関係書類の提出期間、場所及び方法　令和４年１月25日（火）から令和４年２月25日（金）14時00分まで上記３⑴に同じ。持参又は郵送（郵便書留に限る。提出期間内必着。）又は託送（郵便書留と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

⑹　入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法

①　入札書は、令和４年２月22日（火）９時00分から令和４年２月25日（金）14時00分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、持参又は郵送（郵便書留に限る。提出期間内必着。）又は託送（郵便書留と同等のものに限る。提出期間内必着。）すること。電送（ファクシミリ等）によるものは受け付けない。紙により入札書を提出する場合、提出場所は、上記３⑴と同じとする。

②　開札は、令和４年２月28日（月）10時00分。国立大学法人高知大学本部管理棟２階小会議室で行う。

４　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付。ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。なお、落札者が契約を結ばない場合は、国立大学法人高知大学に帰属する。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　契約金額の100分の30以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、保険会社との間に契約担当役を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の30以上）を締結し、その証書を提出する場合又は保険会社と工事履行保証契約（契約金額の100分の30以上）を締結し、その証書を提出する場合は契約保証金の納付を免除する。